

# 山梨県公報

第千三百四十八号

平成十五年

一月九日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定(二件).....	三
道路の区域変更(八件).....	四
道路の供用開始(二件).....	六
建築基準法に基づく道路位置指定.....	六
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	六
公聴会の実施.....	七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	七
公安委員会	
遊技機の型式の検定.....	八

## 告示

### 山梨県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡鵜沢町十谷小管四五二六から四五二九まで、四五三四、金畑四五三九、四五三九の乙、四五四〇から四五四三まで、四五四六、岡松四八二二の一、字岡松四八二二の二から四八二二の五まで、伊良場沢四八四七の一

#### 二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町黒沢字川鳥五六〇〇の一、黒澤字川鳥五六〇六、字小入五六〇七、五六三二の一、五六三二の六、五六三七、五六三八、五六四一、五六五二、五六五三、字風張五六五九から五六六一まで、五六六三から五六六五まで、五六六八、五六七〇、五六七四、五六七九、五七〇九、五七一〇、五七一四、五七一五、五七二三の一、五七二三の二、南巨摩郡増穂町小室宮ヶ尾五二二五の一、五二二七、五二二八の一、五二二九、五二三五、五二三七の一、荻畑五二三五の三、五二三八、平清水五二五〇の一、五二五〇の二、八町山五八八九の一七五、鵜沢町十谷中音四七八〇、四七八〇内一、四七八二の一、四七八三の一、字中音四七八三の四、四七八三の五、中音四七八三の九、四七八三乙、四七八四、四七八四内一、四七八五から四七八七まで、つのぞき四七八九、四七八九内一、アゲ四八〇三の六

#### 二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第五号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡秋山村字川向一〇八三番の一地 先から 南都留郡秋山村字川向一〇八二九番の一地 先まで	二〇・〇 二五・五	三六・〇 三九・五		二四・五

**山梨県告示第六号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎榎形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
葎崎市清哲町大字折居字八森桐沢川左岸堤防敷地先から 葎崎市清哲町大字青木字山田二六五三番の一地先まで	一四・〇 三〇・四	七・〇 二五・六		九五・〇

**山梨県告示第七号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町大字藤崎字水舟五七一番の一地先から 大月市猿橋町大字猿橋字越路一三七七番の一地先まで	八・〇 二八・〇	四・八 九・〇		一八三・〇

**山梨県告示第八号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の三四地先から 北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の三四地先まで	一一・〇〇	一一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	二七〇・〇	二七〇・〇
	一一・〇〇	一〇四・〇			
	一一・〇〇	三三・〇			二七〇・〇

**山梨県告示第九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
南都留郡道志村字神地八九八八番の四地先から 南都留郡道志村字唐沢八九九一番の六地先まで	一一・二〇	八・四〇	敷地の幅員 (メートル)	一九・〇	一一三〇・〇
	一一・二〇	一一・二〇			
	一一・二〇	二〇・六			一一三〇・〇

**山梨県告示第十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
西八代郡市川大門町大字山家字辻四七四五番の一地先から 西八代郡市川大門町大字山家字青木五二二番の四地先まで	一一・三〇	六・一〇	敷地の幅員 (メートル)	四二六・〇	四二六・〇
	一一・三〇	一一・三〇			
	一一・三〇	二二・七			四二六・〇

**山梨県告示第十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
西八代郡上九一色村大字古関字栗原二四九四番の一地先から 西八代郡上九一色村大字古関字栗原三三五四番の一地先まで	六・九〇	三・九〇	敷地の幅員 (メートル)	一五・三	三七一・〇
	六・九〇	一五・三			
	六・九〇	二二・九			三七一・〇

**山梨県告示第十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河口湖富士線
- 三 道路の区域

区 間	新		旧新の別 (メートル)	延 長 (メートル)
	幅員	延長		
南都留郡河口湖町大字小立字嶋原二二三番の三地先から 南都留郡河口湖町大字船津字大木二九九番の一地先まで	一六・〇五	一三三・五	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一六・〇五	一三三・五		
	七・〇	一一二・一		
	七九〇・〇			

**山梨県告示第十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	釜の口塩沢線	南巨摩郡南部町大字成島字竹の花三七八番の三地先から 南巨摩郡南部町大字成島字竹の	七四・〇	平成十五年 一月九日

花三七三番の一地先まで

**山梨県告示第十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字雨畑字藤平三五番の一地先から 南巨摩郡早川町大字高住字生山七六七番の一地先まで	二四〇・〇	平成十五年 二月三日

**山梨県告示第十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置  
東八代郡御坂町成田字河内田一〇二九番二、一〇二九番五、一〇二九番六、一〇三〇番二、一〇三〇番三、一〇三四番二、一〇三五番五、及び一〇三五番七
- 二 道路の幅員  
最大 四・〇四メートル 最小 四・〇一メートル
- 三 道路の延長  
三十四・五一メートル

**公 告**

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年十二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 ワーカーズおへそ
  - 2 代表者の氏名 五十嵐有子
  - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡白根町飯野三千四百五十六番地一号
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、環境に関する啓発と遊休品のリサイクル事業、安全な食の提供と啓発事業等を行い、地域の活性化を図り、豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十四年十二月十三日から平成十五年二月十二日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 健康の駅やまなし
  - 2 代表者の氏名 五十嵐有子
  - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡檜形町小笠原千七十七番地の八
  - 4 定款に記載された目的  
当法人は、山梨において、安全・安心・信頼の社会づくりを目指して、健康をテーマにした地域のサロン、交流拠点施設（「健康の駅」という。）の運営を中心に、保健・医療・福祉・環境・文化等の各分野にわたっての安全性・安心感・信頼感を与える情報及び技術の提供並びに相談にかかる事業を行い、もって社会全体の利益

の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十四年十二月十九日から平成十五年二月十八日まで

公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開催日 平成十五年二月七日（金）午後一時三十分
- 二 場 所 中巨摩郡竜王町篠原二六一〇番地一 竜王町立図書館
- 三 事業の概要 甲府都市計画区域における竜王駅前通線の都市計画の変更について
- 四 意見書の提出期限 平成十五年一月十五日（水）午前九時から同月三十一日（金）午後五時まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
北巨摩郡武川村柳沢字大平三九七二の六、三九七二の七、三九七二の一、三九七二の二三、三九七二の二四、三九七二の二五、三九七二の二六、三九七二の二七、三九七二の二八、三九七二の二九、三九七二の三〇、三九七二の三一、三九七二の三二、三九七二の三三、三九七二の三四、三九七二の三五、三九七二の三六、三九七二の三七、三九七二の三八、三九七二の三九、三九七二の四〇、三九七二の四一、三九七二の四二、三九七二の四三、三九七二の四四、三九七二の四五、三九七二の四六、三九七二の四七、三九七二の四八、三九七二の四九、三九七二の五〇、三九七二の五一、三九七二の五二、三九七二の五三、三九七二の五四、三九七二の五五、三九七二の五六、三九七二の五七、三九七二の五八、三九七二の五九、三九七二の六〇、三九七二の六一、三九七二の六二、三九七二の六三、三九七二の六四、三九七二の六五、三九七二の六六、三九七二の六七、三九七二の六八、三九七二の六九、三九七二の七〇、三九七二の七一、三九七二の七二、三九七二の七三、三九七二の七四、三九七二の七五、三九七二の七六、三九七二の七七、三九七二の七八、三九七二の七九、三九七二の八〇、三九七二の八一、三九七二の八二、三九七二の八三、三九七二の八四、三九七二の八五、三九七二の八六、三九七二の八七、三九七二の八八、三九七二の八九、三九七二の九〇、三九七二の九一、三九七二の九二、三九七二の九三、三九七二の九四、三九七二の九五、三九七二の九六、三九七二の九七、三九七二の九八、三九七二の九九、三九七二の一〇〇、三九七二の一〇一、三九七二の一〇二、三九七二の一〇三、三九七二の一〇四、三九七二の一〇五、三九七二の一〇六、三九七二の一〇七、三九七二の一〇八、



- 三九七二の二〇九、三九七二の二一〇、三九七二の二一一、三九七二の二一二、三九七二の二一三、三九七二の二一四、三九七二の二一五、三九七二の二一六、三九七二の二一七、三九七二の二一八、三九七二の二一九、三九七二の二二〇、三九七二の二二一、三九七二の二二二、三九七二の二二三、三九七二の二二四、三九七二の二二五、三九七二の二二六、三九七二の二二七及び三九七六の一部
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園 緑地 消火栓 ごみ置場	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び武川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市湯田二丁目二十番十九号 有限会社 イマイ企画 代表取締役 今井敏之

### 公安委員会

遊技機の型式の検定  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年一月八日までとする。  
平成十五年一月九日

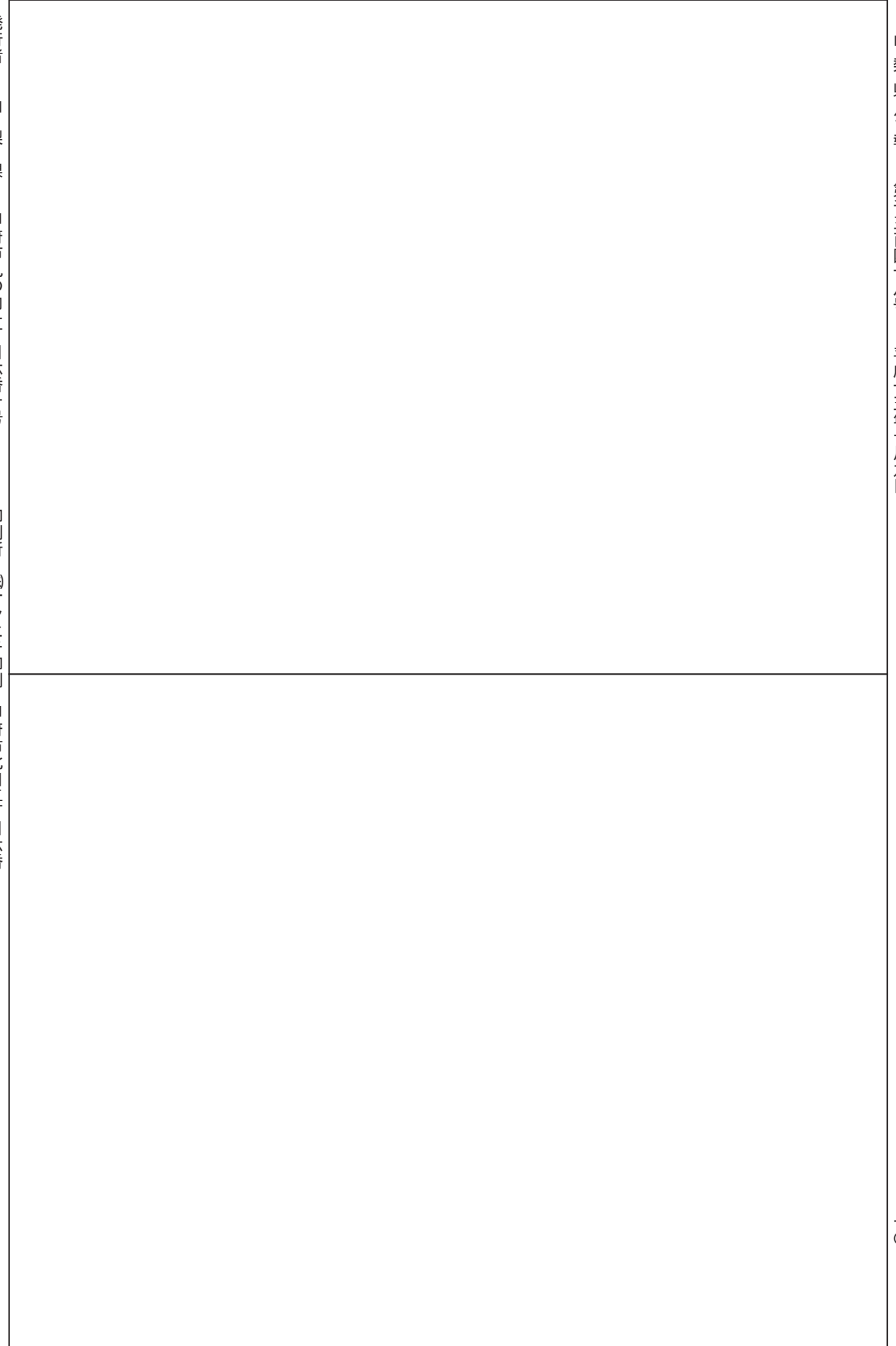
山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

型式の概要
-------

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は業者名	検定番号
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第二)	ザリざん	株式会社ニユーギン	二二〇八二四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR・ス Iパー マ ンYV	株式会社平和	二二〇八五五
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町二二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRジャ イアント 7L	タイヨーエレクトク株式会社	二二〇八二九
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六條第五	エルド ー 30	ベルコ株式会社	二四〇四二四
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六條第五	エルド ー 30	ベルコ株式会社	二四〇四二九
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六條第五	マジック パー 3	ベルコ株式会社	二四〇四八四
株式会社サンセイアルアン 代表取締役 梅村義	ぱちんこ遊技機	CRチャ ラッチャ	株式会社サンセイ	二二〇六九七

孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三三号	規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	マンボM	オールア ンドデイ	
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRトリ ブルウイ ングスF	株式会社 サンセイ アールア ンドデイ	二〇〇八六一
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRトリ ブルウイ ングスV	株式会 社 サンセイ アールア ンドデイ	二〇〇八三二
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRパン ピング	株式会 社	二〇〇八三三
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRパン ピング M	株式会 社	二〇〇八六三
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRパン ピング V	株式会 社	二〇〇八五七

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRフイ ーバーワ ンダーパ ワフルF	株式会 社 三共	二〇〇七四三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	CRフイ ーバーワ ンダーパ ワフルJ	株式会 社 三共	二〇〇七二四
株式会社タイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電 動役物)	大ヤマト	株式会 社 タイドー	二四〇七八三



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番